

福祉総合支援センター軽乗用車賃貸借契約にかかる質問について

番号	質問内容	回答
1	<p>公告及び説明書に記載されている納車期限は令和8年7月15日となっておりますが、工場の出荷状況等により延期等は可能ですか。</p>	<p>社会情勢等、必要性に応じて納車期限の延期について協議のうえ対応を行いたいと考えています。</p>
2	<p>賃貸借に関する契約書（案）第3条に『ただし、賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合の賃貸借料は、日割り計算により算出し、1円未満の端数は切り捨てる。』とありますが、『1月に満たない端数日が該当月の半分を超える場合は、該当月の賃貸借料は、1月分とする』『1月に満たない端数日が該月の半分以下の場合は、該当月の賃貸借料は発生しないものとする』にすることは可能ですか。</p>	<p>協議のうえ対応を行いたいと考えています。</p>
3	<p>契約書（案）の文言修正が不可能な場合、不足の文言を別途覚書締結することは可能ですか。</p>	<p>協議のうえ対応は可能です。</p>
4	<p>以下の(1)～(3)の場合に、規定損害金を請求できますか。 (1) 予算廃止・減額による解約の場合 (2) リース車両滅失の場合（滅失の理由を問わない） (3) ユーザー都合による解約の場合</p>	<p>契約書案にあるとおり、協議のうえ定めたいと考えております。</p>
5	<p>規定損害金を支払う場合、リース会社が提示する金額を支払うことはできますか。</p>	<p>契約書案にあるとおり、協議のうえ定めたいと考えております。</p>
6	<p>リース車両滅失時に、リース期間満了まで代替車両の提供義務がありますか。</p>	<p>できれば提供を希望します。</p>